

# 採用時の配属、人事異動について

## 採用時の配属について

### 配属要件

- ・不足している事業所
- ・性別
- ・適性

正規職員は、すべての事業所が勤務対象です。資格要件等で資格を保有していない職員は、配属が難しくなる事業所もあります。基本的には、退職等により職員配置に不足が生じている事業所に配置を予定しています。できる限り職員の適性を見極め適材適所の配属を行います。また、人権尊重の考え方から同性介護が絶対のため、ご利用者の男女比に応じた配置を行います。



## 人事異動、異動希望について

### 毎年 9月異動希望票提出

- ・異動を希望する
- ・異動を希望しない
- ・どちらでもよい

### 2月 1日人事異動 内示発表

### 4月 1日人事異動

内示後、4月1日までに異動先の事業所で引継ぎの作業を行います。

毎年、9月に異動希望票を全ての職員が提出することができます。例えば、「どこどこの事業所に異動したい」「今の事業所を異動たくない」などの希望を任意で提出することができます。



しかし、人事異動は会社の都合により行われることが多いため、異動希望が叶うこともあるかもしれません。また、子育て中の職員は、泊まり勤務のある事業所への異動をしないように配慮する場合もあります。

**色々な事業所で経験を積むことは、成長につながります。**

**多くの引き出しを持つことができます。  
より信頼される職員になることができます。**

**高い専門性とワクワクするコトで日々を満たす！**